

## 土地利用基本計画制度と地方分権改革について

### 1 これまでの改正経緯

- ① 昭和 49 年 国土利用計画法の制定（土地利用基本計画制度の創設）
- ② 平成 12 年 地方分権一括法  
土地利用基本計画の策定事務が都道府県の自治事務に。  
「承認」から「同意を要する協議」に変更。
- ③ 平成 23 年 地方分権一括法  
「同意を要する協議」から「(同意を要しない) 協議」に。

#### (意見聴取としなかった理由)

個別規制法の実施段階で、一定の範囲で国の関与がある下では、土地利用基本計画の実効性の確保のため、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手続として不十分。

第 3 次勧告（平成 21 年 10 月 7 日地方分権改革推進委員会）

国土利用計画法第 9 条第 10 項はメルクマール「4①」（※）該当とされた。

※ 4①：意見聴取を許容（同一の個別具体的な行政目的達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合）

### 2 平成 27 年度の地方からの提案概要

土地利用基本計画の変更等に係る国土交通大臣への協議について、協議は形式的あるいは形骸化しているため、協議を廃止し、事後報告や意見聴取に変更して頂きたいとの提案。

<提案県・団体の意見>

関西広域連合	栃木県	広島県
事後報告に変更	計画書：協議存置 計画図：事後報告に変更	意見聴取に変更

### 3 平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（H27. 12. 22 閣議決定）

土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議（9 条）については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### 4 平成 28 年地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会（8 月 5 日）指摘事項

- ・ 閣議決定では、平成 28 年度中に廃止を含めた適切なやり方について検討し、結論を得るとなっているため、現状から動かす方向で検討頂くことが基本だと思う。
- ・ アンケート結果では「引き続き協議」が 26%にとどまり、何らかの形で動かしてほしいという意見が圧倒的多数だと思う。
- ・ 協議というのは国の関与としては強すぎるので、何らかの形で緩和する方向でご検討願いたい。固定化されて出てくるということであると、非常に我々としても遺憾である。是非、縮減の方向でご検討頂きたい。
- ・ 日本の場合には、各個別計画の制定過程で、関係部局などと相当協議をして制定されているので、最後の総合調整のところをそれほど厚くやらなくても済んでいるという実態がある。
- ・ 計画法は行政法では非常に重要な分野で、調整というのは非常に重要だということは承知しており、それは否定していない。
- ・ 一律に国の関与を外すと言うことではなく、国の関与の縮減の方向で検討できないか。

#### 5 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（9 月 6 日地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議）

- ・ 閣議決定で「廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成 28 年中に結論を得る」とされたところであり、運用改善ではなく、少なくとも現行制度を改正する方向で結論を得るべきではないか。
- ・ 地方へのアンケート結果によれば「引き続き協議」を選択したのは、計画書で 26%、計画図で 17%であり、地方の意見を踏まえて、協議の廃止を行うべきではないか。
- ・ 実態としては、個別計画策定時にも、関係部局と相当の協議がされているところであり、最後の総合調整に関して、国の関与を事前協議とするのは関与が強すぎるのではないか。
- ・ さらに、都市計画法 17 条 2 項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧に供された都市計画の案について、意見書を提出することができることとされており、各個別法によって制度上協議がなされない関係行政機関も、「住民及び利害関係人」の立場から、意見を出す機会が確保されているのではないか。そのようなルートを通じて、国の関係部局が必要な意見を述べていけば、必要な調整は図られるはずではないか。
- ・ 「協議」を「意見聴取」に変更したとしても、総合調整を図るため、意見の提出に当たり、引き続き国土交通省が国と都道府県の窓口の役割を果たし、関係行政機関の長へ国土交通省が照会することも可能ではないか。あるいは、計画の決定までにある程度の期間が確保された事前届出の制度とするとともに、その必要性が特に高いと認められる場合に国の側から協議を求める仕組みに変更することについて、検討の余地はないか。